



環球

中国法月報

2018年12月号

スポットライト「中国輸出管制法（草案）」を読み解く（上）

法律トピックス 商業賄賂の收受主体における重要な変更による
ビジネスへの影響について（下）

随筆 「喫茶去」（きっさこ）

編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）
日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路150号
企業天地5号楼25階&26階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路39号
大沖國際中心5号楼26階B/C单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987





「中国輸出管制法(草案)」を読み解く(上)

米国が中興通迅(ZTE)を巨額の過料に処してから、中国では一部の専門家から、中国の輸出管制に関する法律には「牙」がないという声を聞くようになった。その「牙」がない状態は間もなく過去のものとなるのであるが、一部の外資系企業からは、新たに生える「牙」には貿易・投資に多大な影響を与えかねない要素が少なからずあるとの懸念が示されている。昨年6月、中華人民共和国商務部(以下、「商務部」という)は「中華人民共和国輸出管制法¹(草案意見募集稿)」(以下、「草案」という)を公表し、パブリックコメントを実施した。草案には、外資系企業に大きな影響を与えうる広汎な「みなし輸出」規制及び再輸出規制が導入され、補充管制措置である禁輸の整備、域外での最終需要者・用途確認権限の規定、輸出規制機関の法執行権限拡大、違法行為に対する処罰の強化等が盛り込まれている。

ところが、一部の日系企業に聞いてみたところ、意外と中国輸出管制法草案の存在を認知していない企業が少なくなく、内容への関心や理解も十分なものではなかった。しかし、中国輸出管理管制法が施行されると、中国企業及び外国企業、在中外資系企業の事業活動は大きな影響を受けることになる可能性があるため、関係企業は規制の内容を十分に理解し、その動向を注視する必要がある。そこで、本稿では、草案の注目すべき内容、企業への影響及び対応等を解説したい。今回の「上」においては、草案の注目すべき内容について解説し、企業への影響及び対応等については、次回解説することにした。

I 輸出管制法のねらい、立法の背景、必要性

現在、中国には輸出管制を対象とした包括的な法律が存在せず、輸出管制に関する制度は、すべて各種の法令、規則及び中国の加盟している関連の国際条約等に散在する形となっている。例えば、核輸出規制条例や核両用品及び関連技術輸出規制条例、核製品中継輸送及び越境管理規則(試行)、軍需品輸出管理条例、ミサイル関連品目及び技術輸出規制条例、監督規制化学品管理条例、監督規制化学品管理条例実施細則、特定化学品及び関連設備・技術輸出規制規則、生物両用品及び関連設備・技術輸出規制条例、機微品目及び技術輸出経営登記管理規則、両用品及び技術輸出入許可証管理規則等に輸出管制に関する規定が存在する。

こうした法令から分かるように、大量破壊兵器の開発等に利用される恐れがある汎用品・技術の輸出・移転規制はこれまでもあったものの、通常兵器関連の汎用品・技術に関する規制は存在していなかった。今回の草案は、これまでの輸出管制制度に体系的な整備を行うのみでなく、通常兵器関連の汎用品・技術に関する規制を新たに導入し、これまでの輸出管制における法律上の空白を補おうとするものである。公表された草案には規制品目のリストが含まれていないが、商務部の起草説明等によれば、規制品目リストの作成にあたりワッセナーアレンジメントの規制リストを参考にする可能性が高く、従来

¹ 日本では「輸出管理法」と訳されることが多いが、本法の中国語名は、「出口管制法」であり、ここにいう「管制」とは、国家又は特定の機関が、必要に応じてある事柄を強制的に管理し、制限することをいう。例えば、「通信を管制する」、「灯火管制」、「報道管制を敷く」等である。したがって、一般的な輸出管理制度と区別するために、本稿では「輸出管制法」と記す。

の大量破壊兵器関連の規制を中心とした制度から大きな転換を図るものと言える」と指摘されている。

さらにその背景には、各種の国連安保理決議において、安全保障輸出管理規制の整備が求められていることもある。そのため、草案第 1 条の立法趣旨でも、「国家の安全と利益の発展を守り、核不拡散条約等の国際的義務を履行する」と明記されている。この点については、日本の専門家から、今回、体系的な輸出管制法制度を整備することにより、中国が大国の責任として、国際的義務を履行し、国際協力を推進していくことは、基本的には歓迎されることであるという評価がなされている。

商務部はその起草説明において、3 つの理由を挙げ「輸出管制法」立法の必要性を説いている。(1) 大量破壊兵器・通常兵器と関連の汎用品の拡散リスクを防ぐことにより、国家の安全、テロ・暴動を防ぎ、重要戦略稀少物資を保護し、国際的義務を履行する。(2) 中国の現行の輸出管制の法規、規則は、成立時期が比較的早く、法律としての次元も高くなく、実務においても調査・法執行権限の不足、一部事件の取り締まりが不可能等の問題が存在しており、輸出管制業務の権威性に影響を及ぼしている。これらの問題の解決のため、法律体系の改善が急務である。(3) 国際的義務の履行により、責任ある大国のイメージ確立が必要である。国際規則とのリンクを促進することで国際協力を促進する。

我々が見る限り、3 つの理由のうち、最も現実に即した立法必要性(同時に、最も企業が注目すべきものでもある)は、第 2 の理由だろう。後述の通り、草案ではこれらの問題の解決が図られている。

II 適用範囲

草案の 2 条、3 条及び 64 条から 69 条では「輸出管制法」の適用範囲について規定されており、「みなし輸出」規制、再輸出規制等が導入されたことで、中国の輸出管制の範囲は拡大される(又はより明確化される)ことになった。

輸出管制の対象物資は、次の 4 種に分けられている。(1) 両用物資(民生用途と軍事用途を共に有する物資)。(2) 軍事物資。(3) 核(核物質、核設備等)。(4) その他の国の安全に関わる物資。4 種の物資にはすべて貨物、技術、サービスが含まれることとなり、管制範囲が現在より拡大されている。

輸出管制の客体(規制対象となる行為)は、次の 2 種に分けられている。(1) 中国国内から国外への管制物資の移転。(2) 中国国民、法人及びその他の組織による外国国民、法人及びその他の組織への管制物資の提供。前者では「国境を跨ぐ」ことに重点が置かれており、貿易的性質の輸出のみならず、対外投資、国境を跨いだ展示、対外援助、対外贈与等の国境を跨ぐ移転が含まれる(3 条)。また、ここにいう「中国国内」には台湾・香港・マカオ地区が含まれず、別段の規定がない限り、台湾・香港・マカオ地区への管制物資の移転も規制対象となる。後者はいわゆる「みなし輸出」であり、中国国内から外国人又は台湾・香港・マカオ地区の住民に管制対象の貨物又は技術を提供することをいう。例えば、中国において就業・留学している外国人、又は臨時に訪中した外国人による関連設備・技術資料の調査・閲覧を許可すること、外国人と口頭でコミュニケーションを行うことを許可すること等がこれに当たる。このように、みなし輸出規制というのは、国外への輸出等だけでなく、国内の外国人に対して、有形無形を問わず規制対象の技術(プログラム等も含む)を提供することを規制するものである。「みなし輸出」は米国の輸出管制の重点であり、中国においてはこれまで明確な規定がなされていなかったが、この度の立法において管制範囲に組み入れられた。日本や欧州にも「みなし輸出」規制があるが、中国の「みなし輸出」規制は米国の「みなし輸出」規制と似ている点もあるとはいえ、諸外国の制度とはかなり違うものとなっており、世界でも例のない特異な規制とまで言われている。

この「提供」をどう解釈するかが非常に重要なポイントとなるのだが、草案では踏み込んだ規定がなされていない。国際実務上は、「みなし輸出」における「提供」とは、管制物資を実際に引き渡したり、移転させたりすることだけでなく、外国人又は外国企業が入国してサービスを受けたり、技術を直接目で見たり、技術に対する理解を深めたりすることも含まれる。

このほか、再輸出規制も導入された。再輸出規制には、次の2種の類型がある。(1)中国の原産性を問わず、すでに中国から外国に輸出された管制物資が再度第三国(地区)に輸出される場合に、中国政府の許可が必要となるというもの。(2)中国の管制物資が国外に輸出されて新たな製品の生産に使用され、かかる製品が第三国(地区)に輸出される場合に中国政府の許可が必要になるというもの。後者は米国が実施している制度と同様のもので、中国の管制物資の価値が新たに生産された製品の総価値に占める比率が一定の基準に達した場合に中国の管制対象となり、中国域外企業であっても中国政府の許可が必要となる。

III 主管機関(規制当局)

現在、中国の輸出管制は多数の機関が分担・協調して行っている。核両用物資、ミサイル両用物資、生物両用物資及び化学両用物資の輸出は、商務部がそれぞれ中華人民共和国国家国防科技工業局(以下、「国防科工局」という)(国家原子能機構)、中華人民共和国工業情報化部等の機関と共同で管制を行っている。核の輸出は国防科工局が商務部等の機関と共同で管制を行っており、軍事物資の輸出は国防科工局、中央軍事委員会装備発展部が管制を行っている。

草案では、輸出管制の主管機関について規定されており、それらの主管機関がどのような輸出管制に関する法執行権限を持つのかも明確にされている。しかし、輸出管制主管機関が具体的にどの機関なのか、輸出管制主管機関が準拠する行政手続又は法執行手続はどのようなものなのか、及びどのように他の政府諸機関と協力していくのかといった点については明確な記述がなく、より踏み込んだ内容の実施細則又は規則の制定が待たれる。草案5条、6条等の条項を見る限り、将来的にも概ね現在の管制体制が維持される予定であり、多少の調整はあるかもしれないが、大きく変更されることはないだろう。

IV 管制リスト(規制品目リスト)

法執行と法令遵守の便宜を図るため、主要な国・地区における輸出管制では、いずれも規制品目リスト制度が実施されている。草案13条から15条からは、将来的に「2枚のリスト、2種の補充措置」の管制システムを構築予定であることが窺える。

「2枚のリスト」とは、両用物資の輸出規制品目リストと軍事物資の輸出規制品目リストである。後者は現行の「軍事物資輸出規制品目リスト」と対応するもので、特に説明の必要はないだろう。前者については、統一的な規制品目リストを1枚制定するのか、それとも現行のように、監視化学物資、関連化学物資、生物両用物資、ミサイル両用物資、核両用物資等多数の規制品目リスト(これらの規制品目リストは、すべて「両用物資及び技術の輸出許可証管制目録」に収められている)を制定するのかははっきりしていない。また、前述の通り、草案では管制物資が4種に分けられているが、両用物資と軍事物資以外の2種、つまり核とその他の国の安全に関わる物資について、規制品目リストを制定するか否かは草案でもはっきりと言及されていない。このうち、核については、現在でも核輸出規制品目リストが存在するため、草案に遺漏があるだけである可能性がある。その他の国の安全に関わる物資については、この分類の包括性の高さに鑑みれば、規制品目リストが制定されることはないだろう。

「2種の補充措置」とは、次の2種である。(1)臨時管制措置。輸出管制業務の適時性を確保するため、規制品目リストの調整が間に合わない場合に、公告を行う方法により、規制品目リスト以外の物資に対する管制の実施を臨時に決定すること。(2)禁輸措置。主に国連安全保障理事会決議等の国際義務を履行するため、関連する管制物資を輸出すること、又はそれを特定の目的地、特定の自然人、法人若しくはその他の組織に向けて輸出することを禁止すること。現行の法令にはすでに臨時管制に関する規定が存在し、実務においても特定国に対する特定物資の輸出を禁止する禁輸措置が存在する。しかし、特定個人又は特定実体に対する禁輸措置については、現在明文の規定が存在せず、実務においても先例は見受けられない。草案では、米国等の国・地区の手法を手本として、この空白が補われている。

V 許可制度

管理物資の輸出許可管理制度には、輸出業者に対する資格管理と、輸出取引に対する許可管理の2つが含まれる。

草案20条では、管理物資の輸出に従事する事業者に対して、専売制度、届出等の方法により管理を実施すると規定されている。現在、中国では、軍事品の輸出と両用物資中の監視化学品に対して専売制度が実施されており、その他の両用物資の輸出に従事する国外貿易業者も商務部に事業登記を行わなければならない。草案では「事業登記」ではなく「届出」「備案」という語が使用されているが、これが両用物資輸出事業のライセンスの更なる緩和を意味するものであるかは引き続き注視する必要がある。

草案20条から31条では、輸出取引に対する許可管理についての一般規定が設けられている。その手法は現行のものに近く、許可は個別許可と共通許可に分けられている。許可の可否を決定する際、主管機関は国の安全、国際義務等多数の要素を考慮するとされている。特に注目に値するのはエンドユーザーと最終用途で、草案の少なくとも5つの条項において関連する規定が行われている。その内容は次の通りである。(1)輸入業者又は輸入国政府がエンドユーザーと最終用途の証明文書を発行すること。(2)エンドユーザーと最終用途に変更がないことを輸入業者が誓約すること。(3)輸出業者がエンドユーザーと最終用途の審査を行うこと。(4)主管機関が人員を派遣してエンドユーザーと最終用途の状況に対し実地調査を実施できること。(5)国外輸入業者とエンドユーザーのブラックリスト等を構築すること。また、草案3章2節、3節では、それぞれ両用物資と軍事物資の輸出許可管理について詳細に規定されている。

VI 法執行権限

草案4章では、輸出管制の日常における監督と法執行調査について規定されている。最大の特徴は輸出管制主管機関に十分な法執行調査の権限が付与されていることである。具体的には、次の措置を講じる権限が与えられている。(1)調査対象者の営業場所又はその他の関連場所に立ち入り検査を行うこと。(2)調査対象の事業者、利害関係者又はその他の関連企業・組織若しくは個人に聴き取りを行い、状況説明を要求すること。(3)関連書類、契約書、会計帳簿、業務上の書簡、電子データ等の文書、資料を閲覧・複製すること。(4)輸出に使用する運送設備を検査すること、不審な輸出物資の積み込みを制止すること、不法に輸出された物資の積戻しを要求すること。(5)事件に関係する物資を封印し、差し押さえること。(6)事業者の銀行口座を照会し、凍結すること。

VII 法的責任

草案では、次の7種の違法行為について、その法的責任が明確に規定されている。(1)無許可輸出。(2)不正確な資料の提供。(3)輸出許可証の詐取・売買。(4)教唆、共謀又は便宜供与等の違法行為。(5)回避行為。(6)ブラックリスト管制制度違反。(7)調査妨害。これらの違法行為は、無許可輸出と輸出許可証の詐取・売買を除き、多くが現行法令上存在しない(又は明確でない)行為類型である。

草案では、無許可輸出等の違法行為について、次の通り多重的な法的責任が規定されている。(1)違法所得の没収。(2)輸出業者に対する過料処分。(3)直接責任者及びその他の直接責を負う人員に対する過料処分。(4)処罰を受けた輸出業者及びその主要責任者の行政処罰等の信用情報を全国信用情報共用プラットフォームに記録し、社会へ公表すること。(5)違法な輸出を行った事業者が提出する輸出許可申請を3年間受理しないこと。(6)輸出経営企業の専売資格の一時停止又は取り消し。(7)犯罪を構成する場合、「刑法」に基づき刑事責任を追及すること。現行法令からの主な変化は次の通りである。(1)輸出業者に対する過料の上限額を違法な売上高の5倍から10倍に引き上げ。(2)個人に対する過料(上限額30万人民元)の導入。

草案では違法行為に対する処罰が厳格化され、輸出管制に関する法執行の抑止力が高められたものの、米国等の国の処罰の厳格さとは依然として開きがあると中国の専門家は見ている。今後も、処罰の厳格化のために「刑法」を修正するか否か、再輸出に従事する国外の個人又は組織に上記処罰を適用するか否か、適用する場合にはどのように適用するかといった問題には、引き続き注視が必要である。

商業賄賂の收受主体における重要な変更による ビジネスへの影響について(下)

III 新法施行後における「取引の相手方」の認定方法及びその留意点

前号で述べたように、新法では、取引の相手方は商業賄賂の主体から除外されている。しかし、商業賄賂の主体と「取引の相手方」とはやはり密接な関係があり、また「取引の相手方」の認定は一定の複雑さが付きまとうものである。この点を見落としてしまうと、大きなリスクを被ることになる。特に、一見取引の相手方と考えられる事業者は、取引に影響を及ぼす第三者とみなされて、商業賄賂の主体と認定されてしまう恐れがある。

「取引の相手方」の認定の難しさは、「取引の相手方」を「取引の相手方の委託を受けて関連業務手続を行う企業・組織または個人」及び「職権または影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織または個人」という2種の収賄行為の主体とどのように区別するかという点にある。新法の下では、事業者が金品その他の手段を用いて利益を提供した企業・組織または個人が「取引の相手方」と認定された場合、原則上商業賄賂に該当しないとの見解が有力となっている。

例えば、医薬品取引分野では、病院により多くの消耗材や試薬等を購入してもらうため、さらには他のサプライヤーによる病院への消耗材、試薬等の販売を制限することを目的に、医薬品メーカーが無償や極端な低価格で病院に医療設備を提供したり、賃貸したりすることが時折見受けられる。このように試薬や消耗材と設備を抱き合わせる販売モデルは、長年にわたり実務において法執行機構の重点的な取締り対象となってきた。しかし、新法の下では、仮に病院が医薬品メーカーの「取引の相手方」として認定された場合、上述の販売モデルを商業賄賂として取り締まるべきではないとの意見が一部の専門家から出されている。

但し、病院とりわけ公立病院の場合は事情が異なる。大多数の専門家や学者及び管理当局は、病院を「取引の相手方」と認定するべきではなく、「取引の相手方の委託を受けて関連業務手続を行う企業・組織または個人」、または「職権または影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織または個人」と認定するべきであるとの見方をとっている。旧工商総局独占禁止及び競争防止法執行局が発行した「医薬分野における不正競争事件に対する取締り業務の更なる強化に関する通知」においても、同様の見方が示されている。

また、新法7条1項の規定には「影響力を利用して」とあるが、この「影響力」とは具体的に何をいうのかという問題もある。新法ではこれについて踏み込んだ説明がなされていないが、専門家の多くは取引に重要かつ決定的な影響を与えるものが「影響力」として考えている。例えば、行政機関や業界団体、またはこれらの従業員が自らの職権や地位・権威を利用して取引に介入し、取引の成立や成立条件に大きく影響した場合は、これらの者が「影響力を利用し」と言うことができるだろう。これに対して、一部の法執行機関は、取引活動に影響を及ぼし得るものはすべて「影響力」であり、影響の程度や影響が物的なものであるか否かを問わず、影響力を利用した企業・組織または個人はすべて商業賄賂の主体として認定され得るとの見解をとっている。

このように、現時点では条文に対する理解が各方で異なってしまうのであるが、これにより、実務において商業賄賂に該当するか否かを判断することが困難になってしまっている。例えば、

メーカーとディーラーが販売店契約を締結し、ディーラーが川下の顧客に商品を販売し、メーカーはインセンティブとしてディーラー側の従業員に業績に応じたボーナスを与える旨約定するとする。この場合、メーカーがディーラー側の従業員に直接金品を供与するわけだが、これによってメーカーの競争優位性や取引機会が増加するわけではない。したがって、メーカーとディーラー間での取引においては、メーカーがディーラー側の従業員にボーナスを与える行為が商業賄賂を構成することはない。ところが、ディーラーと川下の顧客間の取引においては、やや事情が異なってくる。川下の顧客との取引において、ディーラー側の従業員のセールスは取引の成立に「ある程度の影響」を与えることになるが、この「ある程度の影響力」をどう捉えるかによって、導き出される法的結論が大きく変わってしまうのだ。もし、前段落に述べた専門家らのように、取引に重要かつ決定的な影響を与えるものが「影響力」であると考えられる場合、ディーラー側の従業員のセールスによる影響は重要かつ決定的とまでは言えないため、「影響力」ではないことになる。この場合、メーカーが当該従業員に対してボーナスを与えたとしても、新法に定める「影響力を有する個人」に対して贈賄を行うことにはならず、商業賄賂を構成しないことになる。しかし、もし前段落に述べた一部の法執行機関のように、取引活動に影響を及ぼし得るものはすべて「影響力」であると考えられる場合には、多少なりとも影響を与える以上、ディーラー側の従業員のセールスにより生じる影響も「影響力」となる。したがって、メーカーが当該従業員に対してボーナスを与える行為は、「影響力を有する個人」に対して贈賄を行うことになり、商業賄賂を構成することになってしまうのだ。この他にも、患者の医薬品購入に関して医者が指示を行った場合や、ガイドのツアープランによってツアーコースが決定されている場合などは、新法の条文のみから「影響力を利用」することに該当するか否かを判断することが極めて困難である。今後、法執行機関が関連する「実施意見」を公表して、「影響力」の具体的な定義について更なる明確化を行うことが期待される。

さらに、取引の相手方が「影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織」に該当するののかという問題もある。文字通りに解釈すると、確かに取引の相手方は取引活動に何かしらの影響を与えるだろうし、「影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織」から除外されているわけでもない。したがって、取引の相手方も「影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織」に含まれ、商業賄賂の主体となると考えることも理屈の上では可能である。しかし、このような解釈は、商業賄賂に関する条項に修正を行った新法の初志に背くものである。今回の法改正を行った人々は、商業賄賂の本質を第三者が取引の相手方の権利を譲り渡し、損害することであると考えたからこそ、取引の相手方を商業賄賂行為の認定対象から除外したのであり、この点を忘れてはならない。また、「影響力を利用」というのも、職権上または地位上生ずる影響力を利用することを指すのであるから、取引の相手方が自身の経済的利益のために行った意思決定は含まないと考えるのが妥当である。したがって、取引当事者双方間における手配であれば、一方が相手方に対し割引、リベート、現金、商品の現物またはその他の方式による便宜を提供した場合であっても、新法において規制対象とはならないはずなのだ。

しかし、前述したように、一部の法執行機関は、取引活動に影響を及ぼし得るものはすべて「影響力」であり、影響の程度や影響が物的なものであるか否かを問わず、影響力を利用した企業・組織または個人はすべて商業賄賂の主体として認定され得るとの見解をとっている。加えて、新法における「影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織」の定義が曖昧なものとなってしまっているため、実務では、各地域の法執行機関の間で当該条項に対する理解にばらつきが生じ、地域によって異なる対応がされることが考えられる。

「喫茶去」(きっさこ)

以前、上野で「喫茶去」(きっさこ)という名の喫茶店を見かけたことがあった。上野の杜の中に情緒豊かに佇む日本家屋である。後に、実は「喫茶去」という名の喫茶店が多くあることに気づいた。これほど多くの店が「喫茶去」という一見普通の名前を付けているからには、何かしらの謂れがあるのだろうと思ってはいたが、実際のところはわからなかった。そんなある時、旅先で偶然読んだ日本の雑誌から、「喫茶去」が有名な禅語(禅宗の文献に記された言葉)であり、禅宗歴代の祖師の言行を記した語録、『五灯会元』(ごとうえげん)を出典とするものであると知った。



唐の時代、趙州観音寺の高僧、從諗禪師は、教を請いにやって来た2人の僧に対して、以前ここに来たことがあるかと尋ねた。一人が「あります」と答え、もう一人が「ありません」と答えたところ、從諗禪師は2人に対し「喫茶去」(お茶でも一服おあがりなさい)と言った。これを聞いていた院主(寺院の監督役)が不思議に思い、なぜ2人の僧に「喫茶去」と言ったのかと從諗禪師に尋ねると、從諗禪師は院主にも「喫茶去」と言うのだった。

これが「喫茶去」の由来である。從諗禪師は、それぞれ立場の違う3人に分け隔てなく「喫茶去」と言った。この言葉は、親疎を差別せず、すべての人を平等に見て接することの大事さを語っているのだ。考えてみれば、私たちは往々にして、好きな人、金持ちや身分の高い人が来れば鄭重にもてなし、嫌いな人や貧しい人にはいい加減な対応をしてしまいがちである。貴賤や好悪にとらわ

れず、誰に対しても計らい無く、真心から接するのはなかなか容易ならぬことである。このため、茶の愛飲家であった中国仏教協会会長、趙樸初も、自身の詩の中で「万語與千言、不外喫茶去」(千言万語、喫茶去にほかならず)と詠んでいる。

「喫茶」(吃茶)というと、中国の北方人には奇妙に聞こえるかもしれない。北方では通常「喝茶」(喝茶)というからだ。しかし、上海人などの南方人は「喫茶」(吃茶)という。どうやら昔の人々がそう言っていたのが受け継がれているようだ。

日本語にも「喫茶」(きっちゃん)という語があるが、一般的ではない。だが、「喫茶店」であれば日本のいたるところで目にすることができる。「喫茶店」とはコーヒーや紅茶などの飲み物、菓子・果物・軽食を客に供する飲食店のことで、中国語では「咖啡店」と訳されることもある。

中国では、隋の文帝(在位 581 年～604 年)の時代に初めて喫茶の風習が起こった。その後唐の徳宗(在位 779 年～805 年)の時代にかけての200年間で広く普及したが、当時の製法は現在の煎茶法ではなく、磚茶法(たんちゃほう)であった。宋(960 年～1279 年)の時代になると全国各地で茶が飲まれるようになり、現代のような緑茶が現れた。

日本に喫茶の風習が伝わったのは奈良時代(710 年～794 年)で、平安時代(794 年～1185 年)に遣唐使である空海、最澄らが茶の種を日本に持ち帰り、比叡山のふもとに播いた。当初、茶は非常に貴重で、貴族や僧侶などの限られた人々だけが口にすることができたが、仏教の発展・伝播に伴い、鎌倉時代には広く普及した。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。